

情報あらかると

平成19年度浄化槽設置希望者を募集します

申し込み・問い合わせ
下水道グループ
(☎9052)

※下水道グループホームページ『個別排水処理施設整備事業のご案内』もご参照ください。
<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp/gesui/page8.html>

市は、公共下水道区域外の地域を対象に浄化槽整備事業（個別排水処理施設整備事業）を行っています。

浄化槽とは

浄化槽は、生活排水を各家庭で処理できる個人下水道です。槽内では微生物が有機物（汚物）を食べて分解してくれます。宅地内の乗用車1台分のスペースで浄化槽が設置でき（工事は10日間程度）、衛生的で快適な水洗トイレにすることができます。しかも、各家庭の生活排水をしっかりと処理してくれるので、身近な生活環境の改善や保全に大いに役立ちます。

事業の内容

浄化槽の設置を希望する方の申請により、市が浄化槽を設置し維持管理（保守点検や清掃など）します。

対象となる区域

- ▶**全地域** カルス町・上登別町・登別温泉町・札内町・富浦町・来馬町・鉦山町・川上町
- ▶**一部の地域** 中登別町・登別東町・登別港町・新栄町・幸町・千歳町・常盤町・柏木町・片倉町・青葉町・緑町・若山町・富岸町・鷺別町・上鷺別町

工事

- ▶**市の工事** 浄化槽の設置工事
- ▶**個人の工事** 水洗トイレへの改造工事や生活排水を浄化槽まで流すための工事。これらの工事は融資あっせん制度の対象になります。

対象となる建物

専用住宅・店舗併用住宅・共同住宅・事務所
※別荘を除きます。

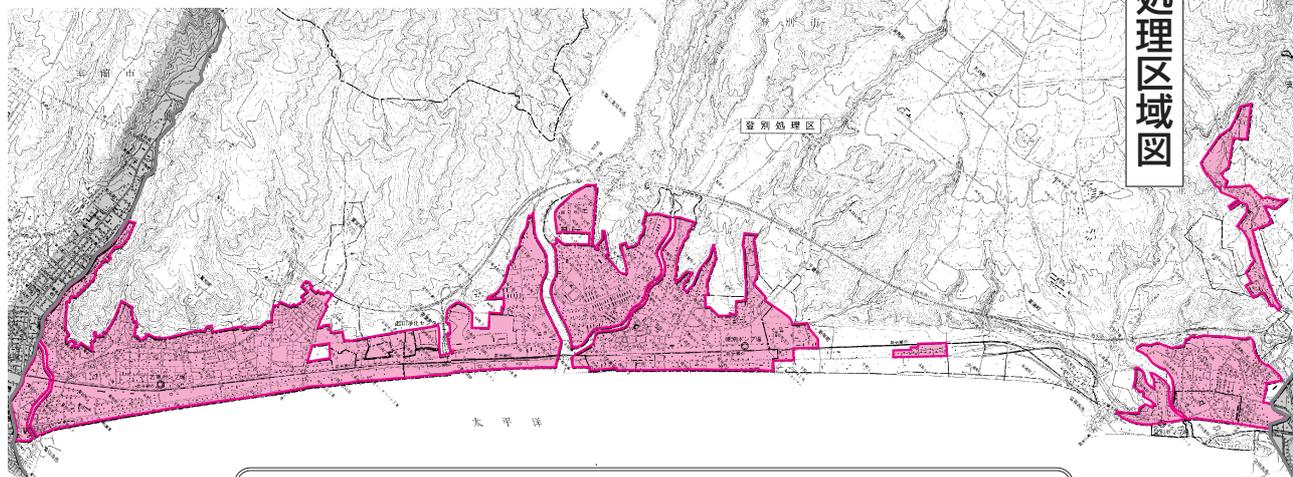
設置した方の負担

市が施工した浄化槽の設置工事費の1割を分担金として負担していただきます。分担金は5年に分割し、年4回に分けて納めていただきます。トイレの水洗化、生活排水を浄化槽に流し込む排水設備工事は個人負担となります。

また、使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2カ月に1度納めていただきます。浄化槽に空気を送るブロワなどの電気代は使用者の負担となります。

申し込み

平成19年度に設置を希望する方は、3月30日(金)までにお申し込みください。募集は通年行っていますが、申し込み時期などによっては、平成19年度中に設置できない場合があります。
※詳しくはお問い合わせください。



色の付いている部分が下水道で処理する集合処理区域、それ以外の白色の部分が浄化槽で処理する個別排水処理区域です。